

【育児休業ハンドブックのご案内】 多田国際社会保険労務士法人

多田国際社会保険労務士法人では、令和4年4月1日から段階的に施行される
改正育児・介護休業法を網羅した育児休業ハンドブックのお申し込みを承ります。

毎年のように改正を重ねる育児介護休業法となりますが、今後施行される改正内容により、従業員の皆さまから人事総務部門の方々へのお問合せが従来以上に増えることが見込まれます。

- ！義務化！** 改正育児・介護休業法 第21条第1項（令和4年4月1日施行）
- ・妊娠・出産を申出た従業員に対する**育児休業等の個別周知及び取得意向の確認**
 - ・**育児休業に係る雇用環境の整備**に関する措置として、**相談窓口の設置等**

＜育児休業ハンドブックの目的と魅力＞

- 従業員の皆さまからお問合せがあった際に、**労使間の共通のツール**として今後さまざまな場面で活用することができます。
- 改正**によって義務化される**意向確認**や**相談窓口の周知等**についても当該育児休業ハンドブックで**網羅することが可能**です。
- 貴社の制度や文化に沿ってアレンジが可能**です。(※)お打合せを設定いたします。
 なお、ワード形式のため、今後の更なる法改正があった際、貴社で制度変更が行われた際に、**適宜、編集が可能**です。

申込方法	以下のフォームよりお申し込みください。お申し込み後、担当者よりメールにてご連絡させていただきます。 https://17auto.biz/tksr/registp/entryform14.htm				
費用	50万円	カスタマイズする場合(※) お打合せ込み	左記に追加 30万円～ ※内容によって異なります	<その他> 育児休業規程改訂 ご依頼費用 ～セット割引～	令和4/1・10/1施行 15万円～ ※本社分の労基署提出代行費用込
お問い合わせ先	多田国際社会保険労務士法人 TEL:03-5759-6340 メール:info@tk-sr.jp				

育児休業ハンドブック詳細

育児休業ハンドブック（従業員向け）

＜主な目次・コンテンツ例＞

第1章 出産・育児の制度概要

第2章 妊娠、子育て期の諸制度と手続き

- ・妊娠中の女性が利用できる制度は？
- ・妊娠中期から産休まで
- ・所属長との面談
- ・産前産後休業、育児休業
- ・出生時育児休業
- ・子供が3歳まで利用可能な制度

<法改正>
面談の場で育児休業申出に係る意向確認

<従業員の声>
・知りたい！聞きたい！でも聞いていいのかな？
・復職後の働き方のイメージがわかず漠然と不安…

第3章 健康保険、社会保険の手続き

- ・出産・育児にまつわる各種社会保険等
- ・出産育児一時金、出産手当金、育児休業給付金(出生時育児休業給付金含む)、育児休業給付の延長etc…

<法改正・従業員の声>
出生時育児休業の詳細解説！
男性も取得できるの？

第4章 育児休業等に関するハラスメント

- ・マタニティーハラスメント（マタハラ）、パタニティーハラスメント（パタハラ）とは？
- ・ハラスメントが起こったら…？内部（外部）相談窓口、対応フローetc…

第5章 育児休業等期間中の給与の取扱い

- ・育児休業期間中の給与の取扱い
- ・賞与、退職金、昇格etc…

第6章 その他福利厚生

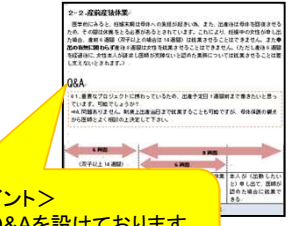
- ・福利厚生施設、教育、訓練

<従業員の声>
・積極的に育児休業を取得して育児に参加したいけど収入面が不安…
・会社に聞きづらい…



※複数法改正による働き方の変化です。

改正内容	育児休業期間
1. 出生時育児休業(出生時育児休業)	1. 産前産後休業(産前産後休業)と併用して取得すること
2. 産前産後休業(産前産後休業)	2. 産前産後休業(産前産後休業)と併用して取得すること
3. 育児休業(育児休業)	3. 産前産後休業(産前産後休業)と併用して取得すること
4. 出生時育児休業(出生時育児休業)	4. 産前産後休業(産前産後休業)と併用して取得すること
5. 産前産後休業(産前産後休業)	5. 産前産後休業(産前産後休業)と併用して取得すること
6. 育児休業(育児休業)	6. 産前産後休業(産前産後休業)と併用して取得すること



<ポイント>
想定Q&Aを設けておりますので、人事総務部門の業務効率化も期待できます。